

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける小規模事業者の皆様へ ～国と町による支援策をご紹介します～



阿南町 振興課

令 2. 3. 2 4 現在

小規模事業者の資金繰り支援

国の融資制度と町の利子補給金交付制度の併用をご案内します。

融資（国） + 利子補給（町）

無担保・無保証人で融資！ + 実質無利子！

国の「マル経融資（小規模事業者経営改善資金）新型コロナウイルス対策特枠」及び町の「マル経融資（小規模事業者経営改善資金）利子補給金交付制度」を併せてご活用いただくことで、新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上高が減少した小規模事業者について、実質的な無利子融資を実現します。

【国】

マル経融資新型
コロナ対策特枠

無担保・無保証人
特枠の融資枠を設け、
最大 1,000 万円まで
金利▲0.9%引き下げ

【町】

利子補給金
交付制度

1.0%以内の利子相当
を補給金として交付



3年間実質無利子

<R. 3. 19 制度施行>

【併用後】

無担保・無保証人
3年間実質無利子

経営に関する相談窓口

阿南町商工会（0260-22-2203）が設置した「新型コロナウイルスに係る経営相談窓口」と連携しています。



新型コロナウイルス感染症で影響を受ける小規模事業者への支援について

阿南町 振興課

令和2.3.24現在

経営安定化に向けた融資制度

I マル経融資の金利引き下げ（国の新型コロナウイルス感染症緊急対応策）

i マル経融資とは？

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経融資）制度は、商工会による経営指導を原則 6 か月以上時受けた小規模事業者に対して、(株)日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

ii 小規模事業者の定義

製造業その他	常時使用する従業員 20 人以下の法人・個人事業主
商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業を除く)	常時使用する従業員 5 人以下の法人・個人事業主

iii 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、新型コロナウイルス対策特枠として、以下の措置を実施します。

【貸付対象者】	最近 1 か月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して 5%以上減少している小規模事業者
【資金の使いみち】	運転資金、設備資金
【貸付限度額】	通常枠とは、別枠として 1,000 万円を措置
【貸付金利】	0.31% (▲0.9%引き下げ、1.21%→0.31%) ※ ※ 通常貸付金利 1.21% (令和 2 年 3 月 10 日時点) から 3 年間の引下げ。通常貸付金利は、変動します。
【据置期間】	設備資金を 4 年以内、運転資金を 3 年以内に延長
【融資申込み先】	阿南町商工会

II 小規模事業者経営改善資金利子補給金交付制度による実質無利子化（町の支援策）

i 利子補給金交付制度とは？

町内の小規模事業者の経営の安定及び発展を図るため、小規模事業者経営改善資金を受けた者に対して、利子補給を行う制度です。本年 3 月、新型コロナウイルス対策の特例措置を追加する制度の改正を行い、同月 19 日から施行しています。

ii 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

小規模事業者が、小規模事業者経営改善資金の新型コロナウイルス対策特枠の融資を受けた場合は、当該制度の規定により以下の措置を実施します。

【利子補給対象者】	1 町内に事業所を有し、同一事業を引き続き 1 年以上営む者 2 阿南町商工会員である者 3 町税及び水道料金等を完納している者
【利子補給金の額】	無利子 (特枠貸付金利 0.31% - 0.31%) ※ ※ 毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間に公庫に支払った利子のうち、 年利 1.0% 以内に相当する額とします。
【利子補給の期間】	3 年間

【お問合せ先】

阿南町役場振興課 (0260-22-4055) または 阿南町商工会 (026-22-2203)